



たつの市水防計画

平成 30 年 5 月
たつの市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	3
1.4 水防計画の管理	5
1.5 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
2.1 市の水防組織	7
2.2 水防本部会議	8
2.3 緊急連絡体制	8
2.4 水防本部（本庁）の事務分掌	9
2.5 消防団水防担当区域	10
第3章 重要水防箇所	11
第4章 予報及び警報	16
4.1 気象庁が行う予報及び警報	16
4.2 洪水予報河川における洪水予報	20
4.3 水防警報	22
4.3.1 安全確保の原則	22
4.3.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報	22
4.3.3 高潮時の海岸に関する水防警報	24
4.3.4 津波に関する水防警報	25
第5章 水位等の観測、通報	26
5.1 水位の観測、通報	26
5.2 雨量の観測、通報	27
5.3 潮位の観測	28
第6章 気象予報等の情報収集	29
第7章 ダム・水門等の操作	30
7.1 ダム・水門等	30
7.2 操作の連絡等	30
7.3 通報連絡系統	31
第8章 通信連絡	32
8.1 通信連絡系統	32
8.2 災害時優先通信の確保	33
8.3 その他の通信手段の確保	33

第9章 水防施設・輸送.....	34
9.1 水防備蓄倉庫及び資器材.....	34
9.2 輸送の確保.....	36
第10章 水防活動.....	37
10.1 水防体制.....	37
10.2 水防配備.....	37
10.3 巡視及び警戒.....	39
10.4 水防作業.....	40
10.5 警戒区域の指定.....	41
10.6 避難のための立退き.....	41
10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置.....	44
10.8 水防配備の解除.....	44
第11章 水防信号、水防標識等.....	45
11.1 水防信号.....	45
11.2 水防標識.....	46
11.3 身分証票.....	46
第12章 協力及び応援.....	47
12.1 河川管理者の協力.....	47
12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定.....	47
12.3 警察官の援助要求.....	47
12.4 自衛隊の派遣要請.....	47
12.5 国（姫路河川国道事務所、神戸地方气象台等）との連携.....	48
12.6 企業との連携.....	48
12.7 住民、自主防災組織等との連携.....	48
12.8 隣接水防管理団体との協力.....	48
第13章 費用負担と公用負担.....	50
13.1 費用負担.....	50
13.2 公用負担.....	50
第14章 水防報告等.....	51
14.1 水防記録.....	51
14.2 水防報告.....	51
第15章 水防訓練.....	53

第1章 総 則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体であるたつの市が、同法第33条第1項の規定に基づき、たつの市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、たつの市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

(1) たつの市水防本部

たつの市域における水防を統括するため、たつの市に設置する水防本部をいう。

(2) 水防管理団体（法第2条）

水防の責任を有する市（たつの市）をいう。

(3) 指定水防管理団体（法第4条）

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体（たつの市）をいう。

(4) 水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体である市の長（たつの市長）をいう。

(5) 消防機関の長（法第2条第4項）

消防本部を置く市の消防長（西はりま消防組合の消防長）。

(6) 水防警報（法第2条第7項）

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水防警報第1号：待機

水防警報第2号：準備

水防警報第3号：出動

水防警報第4号：解除

(7) 水防警報河川又は水防警報海岸（法第16条）

国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

水防警報河川：揖保川、中川、元川、栗栖川

知事が前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

水防警報河川：林田川、栗栖川

水防警報海岸：御津海岸、室津漁港海岸

(8) 洪水、津波又は高潮予報（法第10条、法第11条）

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときそ

の状況を周知させるために行う発表をいう。

洪水予報指定河川：揖保川、中川、元川（国土交通大臣）

(9) 水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川。

水位周知河川：一級河川（揖保川）

二級河川（林田川、栗栖川）

(10) 浸水想定区域（法第 14 条）

国土交通大臣又は知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

(11) たつの市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ協力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めて設置する機関をいう。

(12) 水防指令

水防本部長（市長）が、水防態勢に入る必要があると認めたとき、関係機関に対し非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第 1 号＝第 1 非常配備態勢（少数）

水防指令第 2 号＝第 2 非常配備態勢（半数）

水防指令第 3 号＝第 3 非常配備態勢（全員）

(13) 水防団待機水位〔通報水位（法第 12 条第 1 項）〕

量水標管理者（土木事務所長等）が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。

（参考）おおむね以下のように設定している。

〔水防団待機水位（通報水位）＝氾濫注意水位（警戒水位）×0.7〕

(14) 氾濫注意水位〔警戒水位（法第 12 条第 2 項、第 17 条）〕

増大時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者（土木事務所長等）は、水防本部長に報告することとなっている。

（参考）おおむね以下のように設定している。

① 改修済区域	氾濫注意水位（警戒水位）＝計画高水位×0.6～0.7
② 未改修区域	氾濫注意水位（警戒水位）＝護岸高×0.5

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（市長が発令する避難の目安）。

(16) 氾濫危険水位〔特別警戒水位（法第 13 条第 1 項、第 2 項）〕

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれのある水位をいう。

(17) 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等関係機関と組織する会をいう。

(18) 土木事務所（長）等

県龍野土木事務所（長）、姫路港管理事務所（長）をいう。

(19) 災害警戒本部

水防本部が設置されるまでの間に、初動態勢の確立を図るため設置される本部。

(20) 警戒指令

市長が、災害警戒本部を設置する指令。

1.3 水防の責任等

(1) 兵庫県の責任（法第 3 条の 6）

県は県下における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

(2) たつの市の責任（法第 3 条）

管轄区域内における水防を十分に果たさなければならない。

(3) 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第 10 条第 1 項）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(4) 国土交通大臣（姫路河川国道事務所長）の責任

（法第 10 条第 2 項、法第 13 条、法第 13 条の 2、法第 14 条、法第 16 条第 1 項・第 2 項）

① 国土交通大臣は、揖保川について洪水のおそれのあると認められるときは、気象庁長官と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

② 国土交通大臣は、揖保川について浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

③ 国土交通大臣は、揖保川について洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認められるときは、水防警報を行い、兵庫県知事に通知しなければならない。

④ 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⑤ 国土交通大臣は、洪水予報を行った場合若しくは特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町長に通知しなければならない。

(5) 知事の責任（法第 10 条第 3 項、法第 11 条、法第 13 条、法第 13 条の 2、法第 14 条第 1 項・第 3 項、法第 16 条第 1 項・第 3 項）

① 知事はあらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

② 知事は、あらかじめ指定した河川について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び

想定される水深を公表するとともに、市長に通知しなければならない。

- ③ 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発令しなければならない。
 - ④ 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた時は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。
 - ⑤ 知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は③の水防警報を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
 - ⑥ 知事は、あらかじめ指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 - ⑦ 知事は、洪水予報を行った場合若しくは特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町長に通知しなければならない。
 - ⑧ 知事は、国土交通大臣から河川の水位が特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- (6) 市防災会議の責任（法第 15 条第 1 項・第 2 項）
- ① 市防災会議は、地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 洪水予報又は氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）の伝達方法
 - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地価に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等
 - エ 大規模な工場その他の施設（ウを除く）であって市町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。）
 - ② 市防災会議は、浸水想定区域内に前項ウ及びエの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）の伝達方法を定めるものとする。
- (7) 市長の責任（法第 15 条第 3 項）
- 浸水想定区域について、地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (8) 水防管理者の責任（法第 17 条）
- 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

(9) 警察署の任務（法第 22 条）

警察署は水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

(10) 通信機関の責任（法第 27 条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

(11) 量水標管理者の責任（法第 12 条）

量水標管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。また、量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(12) 市地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者の責任（法第 15 条の 2）

- ① 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。
- ② 洪水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。
- ③ 自衛水防組織を置き、自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。

(13) 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任（法第 15 条の 3）

- ① 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。
- ② 洪水時の避難のための訓練を行うこと。
- ③ 自衛消防組織を置くように努めること。

(14) 市地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者の責任（法第 15 条の 4）

- ① 当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。
- ② 洪水時の浸水防止のための訓練を行うこと。
- ③ 自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

(15) 一般市民の義務（法第 24 条、法第 29 条）

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

1.4 水防計画の管理

(1) 水防計画の更新

たつの市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、兵庫県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映させるなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

(1) 水防活動に従事する者（以下「水防団員等」という。）は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

特に津波は、箇所により到達時間が異なるとともに避難に要する時間も様々であるため、水防団員等は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

(2) 水防団員等、避難誘導や水防作業の際も、下記の点に配慮し、水防団員等は自身の安全を確保しなければならない。

- ① 水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信可能な通信機器を携行する。またラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。
- ② 水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長期にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防団員等を随時交代させる。
- ③ 水防活動は原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ④ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑤ 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有するほか、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。
- ⑥ 津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、確保できない恐れがある場合は安全確保を優先して避難する。

第2章 水防組織

2.1 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれなくなったと認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、以下の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入される。

(1) 組 織

水防本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

本 部 組 織		
本部長	副本部長	本 部 員
市 長	副市長	総 務 部 長 (総 務 部)
		企 画 財 政 部 長 (企画財政部)
		市 民 生 活 部 長 (市民生活部)
		健 康 福 祉 部 長 (健康福祉部)
		産 業 部 長 (産 業 部)
		都 市 建 設 部 長 (都市建設部)
		都 市 政 策 部 長 (都市政策部)
		上 下 水 道 部 長 (上下水道部)
		教 育 育 長 (教育委員会)
		教 育 管 理 部 長 (教育委員会)
		教 育 事 業 部 長 (教育委員会)
		議 会 事 務 局 長 (企画財政部)
		新 宮 総 合 支 所 長 (新宮総合支所)
		揖 保 川 総 合 支 所 長 (揖保川総合支所)
		御 津 総 合 支 所 長 (御津総合支所)
		市 民 病 院 事 務 局 長 (市民病院)
		西はりま消防組合たつの消防署長 (西はりま消防組合たつの消防署)
		たつの市消防団長 (総 務 部)

(2) 消防団本部の組織

消防団の水防本部組織は、団長及び副団長で組織する。

消 防 団 組 織	
団 長	副 団 長 (龍 野 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (小 宅 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (揖 西 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (揖 保 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (誉 田 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (神 岡 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (新 宮 西 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (新 宮 東 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (新 宮 北 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (新 宮 中 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (新 宮 南 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (半 田 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (神 部 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (河 内 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (御 津 東 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (御 津 西 地 区 水 防 班)
	副 団 長 (室 津 地 区 水 防 班)

(3) 職務分担

- ・ 水防本部長は、水防本部の事務を統括し各部の職員を指揮監督する。
- ・ 水防副本部長は、水防本部長を補佐し水防本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ・ 本部員は、水防本部長の命を受け、各班長を指揮監督する。

2.2 水防本部会議

水防本部会議は、水防本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、以下により開催する。

(1) 会議の招集

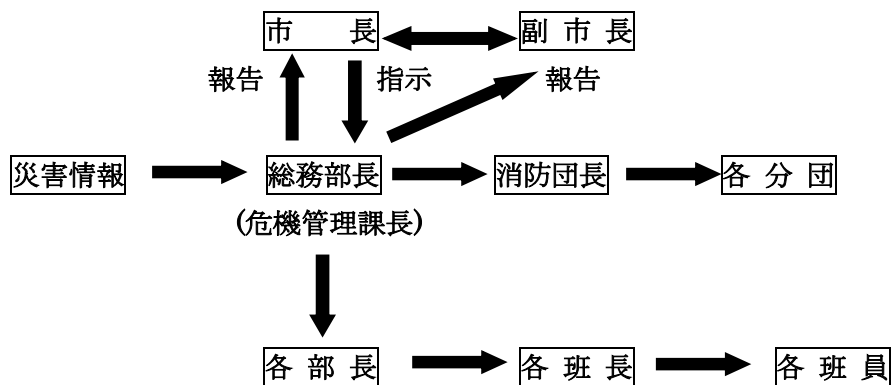
- ・ 会議の招集は、原則として本部長が行う。
- ・ 本部員は、水防本部会議の開催が必要なときは、本部長に水防本部会議の開催を要請することができる。

(2) 協議事項

- ・ 水防体制の検討
- ・ 災害情報の分析と対策活動の方針に関すること。
- ・ その他水防対策上の重要事項の協議及び決定に関すること。

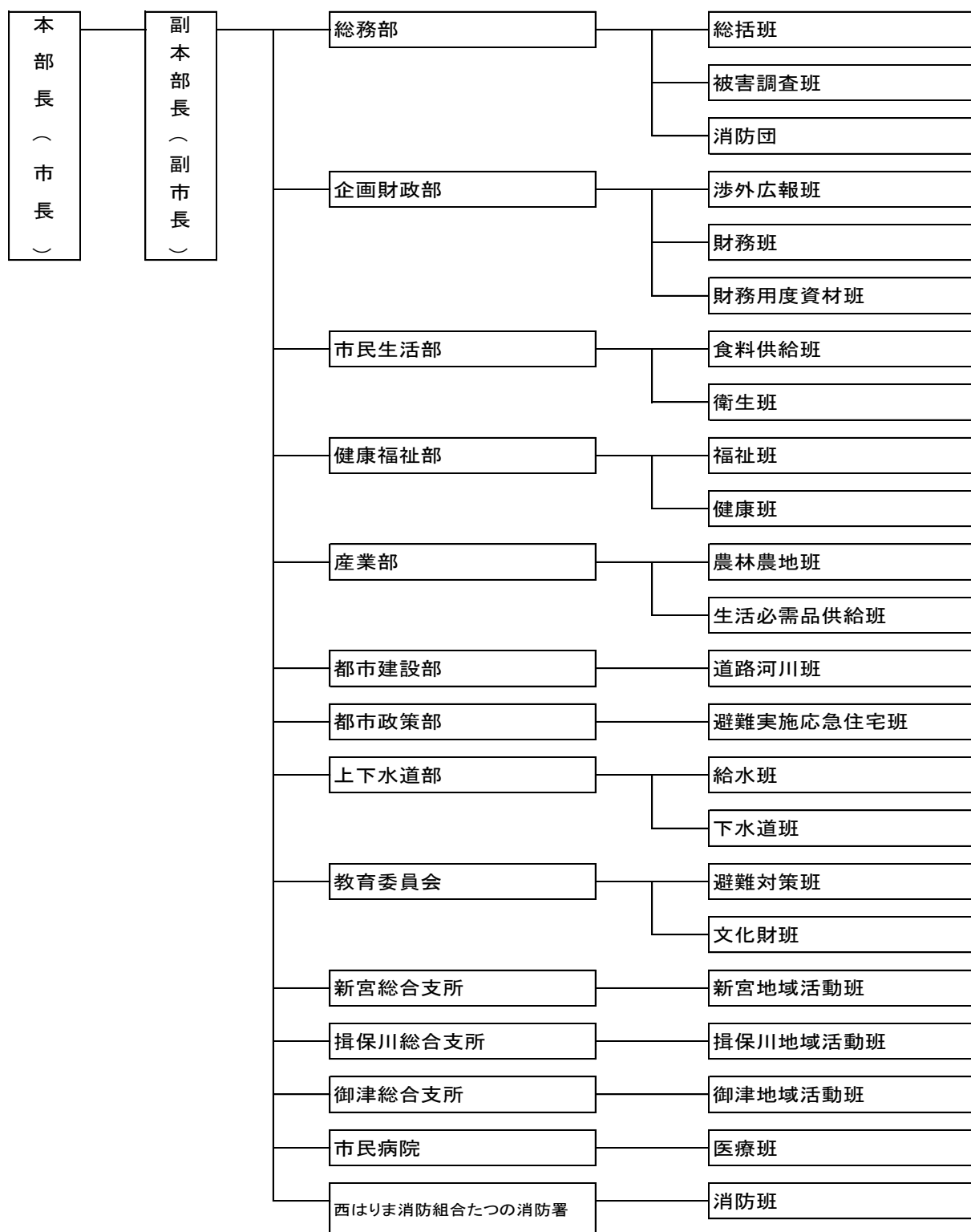
2.3 緊急連絡体制

水防情報等の緊急連絡については、以下のとおりとする。



2.4 水防本部（本庁）の事務分掌

「地域防災計画 第3部 第2章 第2節 災害対策本部計画」のとおりとする。



2.5 消防団水防担当区域

消防団の水防担当区域を以下のとおりとする。

なお、河川等の状況を解除指令があるまで、おおむね1時間ごとに水防本部に報告するものとし、水防作業が必要な時は相互に応援協力し、作業の効率を図る。

水 防 区	警 戒 範 囲	担 当 分 団
龍野水防区	栗栖川・揖保川合流点、半田用水路、十文字川、揖保川右岸、地区内ため池、その他龍野地区全域	龍野 第1・10分団
小宅水防区	揖保川左岸、林田川両岸、岩浦用水路、宮川、山根川、ごうら川、地区内ため池、その他小宅地区全域	龍野 第2・11分団
揖西水防区	中垣内川両岸、古子川、小犬丸川、平田川、その他支流、地区内ため池、その他揖西地区全域	龍野 第3・4・12分団
揖保水防区	揖保川左岸、林田川右岸、その他農業用水路及び揖保地区全域	龍野 第5・6・13分団
誉田水防区	林田川両岸、その他農業用水路、地区内ため池、その他誉田地区全域	龍野 第7・14分団
神岡水防区	揖保川左岸、林田川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他神岡地区全域	龍野 第8・9・15分団
新 宮 西水防区	栗栖川両岸、角亀川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他新宮西地区全域	新宮 第1・2・3分団
新 宮 東水防区	栗栖川両岸、札楽川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他新宮東地区全域	新宮 第4・5・6分団
新 宮 北水防区	揖保川両岸、篠首川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他新宮北地区全域	新宮 第7・8・9分団
新 宮 中水防区	揖保川両岸、栗栖川両岸、宮内川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他新宮中地区全域	新宮 第10・11・12・13分団
新 宮 南水防区	揖保川右岸、栗栖川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他新宮南地区全域	新宮 第14・15・16分団
揖保川 半田水防区	揖保川右岸、中垣内川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他揖保川半田地区全域	揖保川 第1・2分団
揖保川 神部水防区	揖保川右岸、馬路川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他揖保川神部地区全域	揖保川 第3・4・5分団
揖保川 河内水防区	揖保川右岸、前川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、その他揖保川河内地区全域	揖保川 第6・7分団
御 津 御津水防区	揖保川右岸、富島川両岸、大川両岸、中川右岸、元川両岸、その他の農業用水路、地区内ため池、海岸、その他御津地区全域	御津 第1・2・3・4・5・6・7・8分団
御 津 室津水防区	地区内水路、海岸、その他御津地区全域	御津 第9分団

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所は、以下のとおりである。

①国土交通省重要水防箇所

番号	河川名	岸の別	延長 (m)	地点名			
				地点	種別	重要度	距離杭
1	揖保川	右	200	たつの市御津町中島	堤防高	B	3.300～3.500km
2	揖保川	右	1ヶ所	たつの市御津町中島	工作物	A	3.800km
3	揖保川	右	1,700	たつの市揖保川町市場	漏水	B	5.200～6.900km
4	揖保川	左	400	たつの市揖保町萩原	堤防断面	B	5.300～5.700km
5	揖保川	右	800	たつの市揖保町萩原	堤防断面	B	5.300～6.100km
6	揖保川	左	1,400	たつの市揖保町今市	堤防断面	B	6.300～7.700km
7	揖保川	左	1ヶ所	たつの市揖保町萩原	工作物	A	6.327km
8	揖保川	右	200	たつの市揖保町袋尻	堤防断面	B	6.500～6.700km
9	揖保川	左	4,550	たつの市揖保町揖保中	法崩れ・すべり	B	6.550～11.100km
10	揖保川	右	400	たつの市揖保川町正篠	堤防高	B	7.900～8.300km
11	揖保川	左	200	たつの市揖保町今市	堤防高	B	7.900～8.100km
12	揖保川	左	200	たつの市揖保町今市	堤防断面	B	7.900～8.100km
13	揖保川	右	300	たつの市揖保川町正篠	堤防断面	A	7.900～8.200km
14	揖保川	右	1ヶ所	たつの市揖保川町正篠	工作物	B	8.000km
15	揖保川	右	1,900	たつの市揖保川町新在家	法崩れ・すべり	B	8.100～10.000km
16	揖保川	左	1ヶ所	たつの市揖保川町	工作物	B	8.200km
17	揖保川	右	200	たつの市揖保川町正篠	水衝・洗掘	A	8.200～8.400km
18	揖保川	右	300	たつの市揖保川新在家	堤防断面	B	8.700～9.000km
19	揖保川	左	1ヶ所	たつの市揖保町中臣	工作物	A	9.969km
20	揖保川	右	1,800	たつの市揖保川町半田	漏水	B	10.000～11.800km
21	揖保川	左	200	たつの市揖保町中臣	堤防高	B	10.500～10.700km
22	揖保川	左	200	たつの市揖保町中臣	堤防高	B	11.100～11.300km
23	揖保川	右	100	たつの市揖保川町半田	水衝・洗掘	A	11.400～11.500km
24	揖保川	左	750	たつの市揖保町中臣	法崩れ・すべり	B	11.500～12.250km
25	揖保川	左	1ヶ所	たつの市揖保町中臣	工作物	B	11.800km
26	揖保川	右	600	たつの市龍野町旭町	堤防高	B	11.900～12.500km
27	揖保川	右	1,800	たつの市龍野町日山	堤防断面	A	11.900～13.700km
28	揖保川	左	1ヶ所	たつの市龍野町富永	工作物	B	12.600km
29	揖保川	左	1,100	たつの市龍野町富永	堤防断面	A	12.600～13.700km
30	揖保川	右	1,000	たつの市龍野町柳原	堤防高	B	12.900～13.900km
31	揖保川	左	800	たつの市龍野町富永	堤防高	B	12.900～13.700km
32	揖保川	右	1ヶ所	たつの市龍野町旭町	工作物	B	13.000km
33	揖保川	左	400	たつの市龍野町島田	水衝・洗掘	A	13.000～13.400km
34	揖保川	左	1,100	たつの市龍野町島田	法崩れ・すべり	B	13.600～14.700km
35	揖保川	左	1,100	たつの市龍野町島田	漏水	B	13.600～14.700km
36	揖保川	右	200	たつの市揖保川町正篠	堤防断面	B	13.700～13.900km
37	揖保川	右	600	たつの市龍野町北龍野	法崩れ・すべり	B	13.900～14.500km
38	揖保川	右	1ヶ所	たつの市龍野町北龍野	工作物	B	13.900km
39	揖保川	右	200	たつの市龍野町北龍野	堤防高	B	14.100～14.300km
40	揖保川	左	200	たつの市龍野町島田	堤防断面	B	14.100～14.300km
41	揖保川	右	400	たつの市龍野町北龍野	堤防断面	B	14.100～14.500km
42	揖保川	右	1ヶ所	たつの市龍野町北龍野	工作物	A	14.475km
43	揖保川	右	200	たつの市龍野町北龍野	堤防断面	A	14.500～14.700km
44	揖保川	右	200	たつの市新宮町佐野	堤防高	A	14.700～14.900km
45	揖保川	左	1,200	たつの市神岡町東鶯崎	法崩れ・すべり	B	14.700～15.900km
46	揖保川	左	1,200	たつの市神岡町東鶯崎	漏水	B	14.700～15.900km
47	揖保川	左	300	たつの市神岡町東鶯崎	堤防断面	B	15.600～15.900km
48	揖保川	右	1ヶ所	たつの市新宮町鶯崎	工作物	A	16.000km
49	揖保川	右	800	たつの市新宮町鶯崎	堤防高	B	16.100～16.900km
50	揖保川	左	1ヶ所	たつの市神岡町東鶯崎	工作物	A	16.151km
51	揖保川	左	1ヶ所	たつの市神岡町東鶯崎	工作物	A	16.200km
52	揖保川	左	200	たつの市新宮町鶯崎	堤防高	A	16.900～17.100km
53	揖保川	左	200	たつの市新宮町鶯崎	堤防高	B	17.100～17.300km
54	揖保川	左	200	たつの市新宮町曽我井	堤防高	A	17.300～17.500km
55	揖保川	左	200	たつの市新宮町曽我井	堤防高	B	17.500～17.700km

番号	河川名	岸の別	延長 (m)	地点名			
				地点	種別	重要度	距離杭
56	揖保川	左	200	たつの市新宮町曾我井	堤防高	A	18.100～18.300km
57	揖保川	右	200	たつの市新宮町井野原	堤防断面	B	18.300～18.500km
58	揖保川	右	1ヶ所	たつの市新宮町井野原	工作物	A	18.410km
59	揖保川	左	200	たつの市新宮町新宮	堤防高	A	18.500～18.700km
60	揖保川	右	200	たつの市新宮町下野	堤防高	B	18.500～18.700km
61	揖保川	右	1ヶ所	たつの市新宮町新宮	工作物	B	18.700km
62	揖保川	右	200	たつの市新宮町新宮	堤防断面	B	18.700～18.900km
63	揖保川	左	200	たつの市新宮町新宮	堤防高	A	18.900～19.100km
64	揖保川	左	200	たつの市新宮町新宮	堤防高	B	19.100～19.300km
65	揖保川	右	200	たつの市新宮町新宮	堤防断面	B	19.100～19.300km
66	揖保川	右	600	たつの市新宮町下野	堤防高	B	19.300～19.900km
67	揖保川	左	400	たつの市新宮町新宮	堤防高	A	19.500～19.900km
68	揖保川	右	600	たつの市新宮町新宮	堤防断面	B	19.500～20.100km
69	揖保川	左	350	たつの市新宮町下笹	法崩れ・すべり	B	19.800～20.150km
70	揖保川	左	350	たつの市新宮町下笹	漏水	B	19.800～20.150km
71	揖保川	左	200	たつの市新宮町新宮	堤防高	B	20.100～20.300km
72	揖保川	右	1ヶ所	たつの市新宮町新宮	工作物	B	20.200km
73	揖保川	右	200	たつの市新宮町新宮	堤防断面	B	20.300～20.500km
74	揖保川	左	2,450	たつの市新宮町下笹	法崩れ・すべり	B	20.350～22.800km
75	揖保川	左	2,450	たつの市新宮町下笹	漏水	B	20.350～22.800km
76	揖保川	左	200	たつの市新宮町下笹	堤防断面	B	20.500～20.700km
77	揖保川	右	400	たつの市新宮町吉島	堤防断面	B	20.900～21.300km
78	揖保川	左	200	たつの市新宮町下笹	堤防断面	B	21.300～21.500km
79	揖保川	左	200	たつの市新宮町下笹	堤防高	B	21.900～22.100km
80	揖保川	右	1ヶ所	たつの市新宮町香山	工作物	B	22.200km
81	揖保川	右	1,000	たつの市新宮町香山	堤防高	A	22.300～23.300km
82	揖保川	右	400	たつの市新宮町香山	堤防高	B	23.300～23.700km
83	揖保川	右	300	たつの市新宮町香山	堤防断面	B	23.300～23.600km
84	揖保川	右	200	たつの市新宮町香山	堤防高	B	23.900～24.100km
85	揖保川	右	1ヶ所	たつの市新宮町香山	工作物	A	24.100km
86	揖保川	右	400	たつの市新宮町香山	堤防高	A	24.500～24.900km
87	揖保川	右	400	たつの市新宮町香山	堤防高	B	24.900～25.300km
88	揖保川	右	200	たつの市新宮町香山	堤防高	A	25.300～25.500km
89	中川	右	600	たつの市御津町苅屋	堤防断面	A	-0.100～0.500km
90	中川	右	800	たつの市御津町苅屋	堤防高	B	-0.100～0.700km
91	中川	右	500	たつの市御津町苅屋	法崩れ・すべり	B	0.000～0.500km
92	中川	右	500	たつの市御津町苅屋	漏水	B	0.000～0.500km
93	中川	右	100	たつの市御津町苅屋	堤防断面	B	0.600～0.700km
94	中川	右	200	たつの市御津町苅屋	堤防断面	B	0.900～1.100km
95	中川	右	1,000	たつの市御津町苅屋	堤防高	B	1.100～2.100km
96	中川	右	200	たつの市御津町苅屋	堤防断面	B	1.300～1.500km
97	中川	右	1ヶ所	たつの市御津町苅屋	工作物	A	1.400km
98	中川	右	600	たつの市御津町苅屋	堤防断面	B	1.700～2.300km
99	中川	右	900	たつの市御津町中島	法崩れ・すべり	B	1.800～2.700km
100	元川	左	900	たつの市御津町苅屋	堤防断面	B	0.600～1.500km
101	元川	左	1,100	たつの市御津町苅屋	堤防高	B	0.600～1.700km
102	元川	右	1,100	たつの市御津町苅屋	堤防高	B	0.600～1.700km
103	元川	左	1ヶ所	たつの市御津町苅屋	工作物	A	0.700km
104	元川	右	200	たつの市御津町苅屋	堤防断面	A	1.100～1.300km
105	元川	左	1ヶ所	たつの市御津町苅屋	工作物	A	1.200km
106	元川	左	1ヶ所	たつの市御津町苅屋	工作物	A	1.400km
107	元川	左	1ヶ所	たつの市御津町苅屋	工作物	A	1.400km
108	元川	右	400	たつの市御津町苅屋	堤防断面	A	1.300～1.700km
109	元川	右	400	たつの市御津町苅屋	法崩れ・すべり	B	1.400～1.800km
110	林田川	右	300	たつの市揖保町真砂	堤防高	A	0.000～0.300km
111	林田川	右	1ヶ所	たつの市揖保町真砂	工作物	B	1.000km
112	林田川	右	800	たつの市揖保町松原	堤防高	B	1.700～2.500km
113	林田川	右	1ヶ所	たつの市揖保町松原	工作物	A	2.276km
114	林田川	右	1ヶ所	たつの市揖保町松原	工作物	B	2.400km
115	林田川	右	1ヶ所	たつの市菅田町片吹	工作物	B	2.800km

番号	河川名	岸の別	延長 (m)	地点名			
				地点	種別	重要度	距離杭
116	林田川	右	200	たつの市誉田町片吹	堤防高	B	2.900～3.100km
117	林田川	右	100	たつの市誉田町片吹	水衝・洗掘	A	3.400～3.500km
118	林田川	左	200	たつの市誉田町井上	堤防高	B	4.500～4.700km
119	林田川	右	200	たつの市龍野町末政	堤防高	B	4.700～4.900km
120	林田川	左	100	たつの市誉田町井上	水衝・洗掘	A	4.800～4.900km
121	林田川	右	1ヶ所	たつの市誉田町広山	工作物	B	4.800km
122	林田川	右	1ヶ所	たつの市誉田町広山	工作物	B	4.900km
123	林田川	右	1ヶ所	たつの市誉田町広山	工作物	A	5.333km
124	林田川	右	1ヶ所	たつの市誉田町宮脇	工作物	A	5.610km
125	林田川	右	800	たつの市龍野町末政	堤防高	A	6.100～6.900km
126	林田川	右	1ヶ所	たつの市龍野町末政	工作物	A	6.166km
127	林田川	左	300	たつの市龍野町末政	堤防高	A	6.200～6.500km
128	林田川	左	550	たつの市龍野町末政	堤防断面	A	6.200～6.750km
129	林田川	右	700	たつの市龍野町末政	堤防断面	A	6.200～6.900km
130	林田川	左	200	たつの市龍野町片山	堤防高	A	6.500～6.700km
131	林田川	左	200	たつの市龍野町片山	堤防高	B	6.700～6.900km
132	林田川	右	100	たつの市龍野町片山	堤防高	B	6.900～7.000km
133	林田川	左	50	たつの市龍野町片山	堤防断面	A	6.850～6.900km
134	林田川	右	1ヶ所	たつの市龍野町片山	工作物	B	6.900km
135	林田川	左	1ヶ所	たつの市龍野町片山	工作物	B	6.900km
136	栗栖川	左	200	たつの市新宮町佐野	堤防高	A	0.100～0.300km
137	栗栖川	右	200	たつの市新宮町佐野	堤防断面	B	0.100～0.300km
138	栗栖川	右	200	たつの市新宮町佐野	堤防高	B	0.300～0.500km
139	栗栖川	左	1,000	たつの市新宮町佐野	堤防高	B	0.500～1.500km
140	栗栖川	右	1ヶ所	たつの市新宮町下野田	工作物	B	1.600km
141	栗栖川	左	400	たつの市新宮町馬立	堤防高	B	1.700～2.100km
142	栗栖川	右	100	たつの市新宮町馬立	水衝・洗掘	B	1.900～2.000km
143	栗栖川	右	100	たつの市新宮町馬立	堤防高	B	2.000～2.100km
144	栗栖川	右	200	たつの市新宮町馬立	堤防断面	B	2.300～2.500km
145	栗栖川	左	600	たつの市新宮町下野田	堤防高	B	2.300～2.900km
146	栗栖川	右	600	たつの市新宮町馬立	堤防高	B	2.300～2.900km
147	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町下野田	工作物	B	2.400km
148	栗栖川	右	200	たつの市新宮町段之上	堤防高	B	3.300～3.500km
149	栗栖川	左	200	たつの市新宮町段之上	堤防高	B	3.300～3.500km
150	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町段之上	工作物	B	3.400km
151	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町段之上	工作物	B	3.600km
152	栗栖川	左	400	たつの市新宮町段之上	堤防高	B	3.700～4.100km
153	栗栖川	右	400	たつの市新宮町段之上	堤防高	B	3.700～4.100km
154	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町段之上	工作物	A	3.800km
155	栗栖川	右	400	たつの市新宮町段之上	堤防断面	B	3.900～4.300km
156	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町段之上	工作物	A	4.060km
157	栗栖川	右	600	たつの市新宮町段之上	堤防高	A	4.100～4.700km
158	栗栖川	左	600	たつの市新宮町新宮	堤防高	A	4.100～4.700km
159	栗栖川	左	2,000	たつの市新宮町新宮	法崩れ・すべり	B	4.100～6.100km
160	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町段之上	工作物	A	4.314km
161	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町段之上	工作物	A	4.400km
162	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町段之上	工作物	A	4.571km
163	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町新宮	工作物	A	4.600km
164	栗栖川	左	100	たつの市新宮町新宮	水衝・洗掘	A	4.600～4.700km
165	栗栖川	左	400	たつの市新宮町平野	堤防高	A	4.700～5.100km
166	栗栖川	左	400	たつの市新宮町新宮	堤防断面	A	4.700～5.100km
167	栗栖川	左	100	たつの市新宮町新宮	水衝・洗掘	A	5.000～5.100km
168	栗栖川	左	600	たつの市新宮町平野	堤防高	B	5.100～5.700km
169	栗栖川	右	200	たつの市新宮町芝田	堤防高	B	5.100～5.300km
170	栗栖川	右	200	たつの市新宮町芝田	堤防断面	B	5.100～5.300km
171	栗栖川	右	1ヶ所	たつの市新宮町平野	工作物	B	5.200km
172	栗栖川	右	600	たつの市新宮町芝田	堤防高	A	5.300～5.900km
173	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町平野	工作物	B	5.400km
174	栗栖川	左	400	たつの市新宮町平野	堤防高	A	5.700～6.100km
175	栗栖川	右	600	たつの市新宮町大屋	堤防高	A	6.100～6.700km

番号	河川名	岸の別	延長 (m)	地点名			
				地点	種別	重要度	距離杭
176	栗栖川	左	200	たつの市新宮町平野	堤防高	B	6.100～6.300km
177	栗栖川	左	800	たつの市新宮町平野	堤防高	B	6.500～7.300km
178	栗栖川	右	400	たつの市新宮町大屋	堤防高	B	6.700～7.100km
179	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町平野	工作物	B	6.800km
180	栗栖川	右	100	たつの市新宮町大屋	水衝・洗掘	A	6.800～6.900km
181	栗栖川	右	300	たつの市新宮町大屋	堤防高	A	7.100～7.400km
182	栗栖川	左	200	たつの市新宮町平野	堤防断面	A	7.100～7.300km
183	栗栖川	左	100	たつの市新宮町平野	堤防高	A	7.300～7.400km
184	栗栖川	左	1ヶ所	たつの市新宮町平野	工作物	A	7.400km
185	揖保川	左	1,100	たつの市龍野町富永		重点区間	12.600～13.700km
186	揖保川	右	100	たつの市揖保川町正篠		重点区間	7.600～7.700Km
187	揖保川	右	200	たつの市揖保川町正篠		重点区間	8.200～8.400Km
188	揖保川	右	600	たつの市龍野町日山		重点区間	12.000～12.600Km
189	揖保川	右	200	たつの市龍野町旭町		重点区間	13.500～13.700Km
190	揖保川	右	193	たつの市揖保川町正条	昼堤	重点区間	7.890 ～ 8.083 Km
191	揖保川	右	645	たつの市龍野町日山	昼堤	重点区間	11.895 ～ 12.540 Km
192	揖保川	左	1,000	たつの市龍野町富永	昼堤	重点区間	12.650 ～ 13.650 Km
193	揖保川	右	1,088	たつの市河原町旭町	昼堤	重点区間	12.692 ～ 13.780 Km
194	元川	右	159	たつの市御津町苅屋	昼堤	重点区間	1.125 ～ 1.284 Km
195	元川	右	400	たつの市御津町苅屋	高潮区間	重点区間	1.000～1.400Km
196	栗栖川	左	100	たつの市新宮町新宮		重点区間	5.000～5.100Km
197	栗栖川	右	200	たつの市新宮町段之上	堤 (H24年施工)	重点区間	4.300 ～ 4.500 Km
198	栗栖川	左	200	たつの市新宮町新宮	堤 (H24年施工)	重点区間	4.300 ～ 4.500 Km

②県龍野土木事務所の重要水防箇所

水系名	河川名	左右岸	水防上最も重要な箇所					次に重要な箇所				
			番号	延長 (m)	地点	危険理由	対策工法	番号	延長 (m)	地点	危険理由	対策工法
揖保川	前川	左	1	2270m	揖保川町市場～金剛山 (農道橋～瀬戸川合流点上流40m)	1-A 堤防高	積土俵					
		右	2	450m	揖保川町市場 (農道橋～市場橋)	3-A 堤防高	積土俵					
揖保川	前川	左										
		右	3	410m	揖保川町袋尻 (市場橋上流90m～宮ノ前橋)	3-A 堤防高	積土俵					
揖保川	前川	左										
		右	4	770m	揖保川町浦部～金剛山 (大橋上流170m～瀬戸川合流点上流40m)	3-A 堤防高	積土俵					
揖保川	瀬戸川	左	5	500m	揖保川町馬場～金剛山 (農道橋～前川合流点)	3-A 堤防高	積土俵					
		右	6	500m	揖保川町馬場～金剛山 (農道橋～前川合流点)	3-A 堤防高	積土俵					
揖保川	林田川	左	7	660m	たつの市神岡町入野 (市道入野沢田橋上下流)	1-A 堤防 断面	木流し 積土俵					
		右										
揖保川	林田川	左										
		右	8	430m	たつの市神岡町沢田～西島井 (市道神岡橋より上流)	1-A 堤防 断面	木流し 積土俵					
揖保川	林田川	左										
		右	9	600m	たつの市神岡町西島井 (島井橋より下流)	1-A 法崩れ ・すべり	木流し					
揖保川	林田川	左						10	450m	たつの市神岡町田中～野部 (島井橋より上流)	1-B 堤防高	積土俵
		右						11	450m	たつの市神岡町西島井 (島井橋より上流)	1-B 堤防高	積土俵
揖保川	山根川	左	12	2100m	たつの市龍野町末政～島田 (JR姫新線より上流)	1-A 堤防高	積土俵					
		右	13	2100m	たつの市龍野町末政～島田 (JR姫新線より上流)	1-A 堤防高	積土俵					
揖保川	馬路川	左						14	1470m	揖保川町正條～黍田 (市道井垂橋～国道2号)	1-B 堤防高	積土俵
		右						15	1370m	揖保川町正條～黍田 (市道井垂橋上流100m～国道2号)	1-B 堤防高	積土俵
揖保川	十文字川	左						16	1320m	たつの市龍野町日山～上霞城 (揖保川合流点より上流)	1-B 堤防高	積土俵
		右						17	1320m	たつの市龍野町日山～中霞城 (揖保川合流点より上流)	1-B 堤防高	積土俵
揖保川	栗栖川	左										
		右	18	160m	新宮町栗町 (岩谷川合流点より上流)	1-A 堤防高	積土俵					
富島川	大川	左						19	40m	御津町釜屋 (富島橋上流)	1-B 堤防高	積土俵
		右										

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

神戸地方気象台は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を近畿地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力により一般に周知する。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、以下のとおりである。

水防活動に利用 に適合する 注意報・警報	一般の利用に 適合する注意 報・警報・特別 警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

(2) 水防活動用注意報、警報等の種類

①気象予警報

注 意 報	気象などにより災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報で神戸地方気象台（県南部）が発表する。
警 報	気象などにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台（県南部）が発表する。 たつの市における注意報、警報の基準は、以下のとおりである。 なお、注意報・警報は、たつの市は一次細分区域「兵庫県南部」、二次細分区域「たつの市」に該当する。
特 別 警 報	気象などにより数十年に一度の重大な災害が起こるおそれがある旨を特別に警告し、直ちに命を守る行動を促す予報で、神戸地方気象台（県南部）が発表する。
気 象 情 報	気象の予報などについて一般及び関係機関に対して神戸地方気象台（県南部）が発表する情報で、大雨情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

②気象警報・注意報等の種類・基準

種 類	基 準	基準値
大 雨 警 報	(浸水害)表面雨量指数基準※1	19
	(土砂災害)土壌雨量指数基準※2	154
大 雨 注 意 報	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	97
洪 水 警 報	流域雨量指数基準※3	林田川流域＝15.2 栗栖川流域＝11.2
	複合基準※4	栗栖川流域＝(5, 10)
	指定河川洪水予報による基準	揖保川下流[龍野]
洪 水 注 意 報	流域雨量指数基準	林田川流域＝12.0 栗栖川流域＝8.9
	複合基準	栗栖川流域＝(5, 7.1)
	指定河川洪水予報による基準	揖保川下流[龍野]
高潮警報基準（単位：m）		潮位 2.0
高潮注意報基準（単位：m）		潮位 1.2

※1 表面雨量指数基準：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

※2 土壌雨量指数基準：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標

※3 流域雨量指数基準：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

※4 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

③大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(3) 津波情報・予報に関する情報

地震（小規模なものを除く。）が発生した場合の津波予報は、近畿・中国及び四国地方に対しては大阪管区気象台が行う。（ただし、日本の沿岸から 600km 以遠に発生した地震に対する津波予報は、気象庁が行う。）

神戸地方気象台は、気象庁本庁・大阪管区気象台から発表される津波注意報・警報及び地震並びに津波に関する情報等を中継して関係機関へ伝達する。

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報で発表する。

①津波警報・注意報の発表基準等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表官署
			数値での発表	定性的表現での発表		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想高さ≦1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直に海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	気象庁本庁 又は 大阪管区 気象台
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	1m<予想高さ≦3m	3m	高い	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直に高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		5m<予想高さ≦10m	10m			
		3m<予想高さ≦5m	5m			

※津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

②津波情報の種類

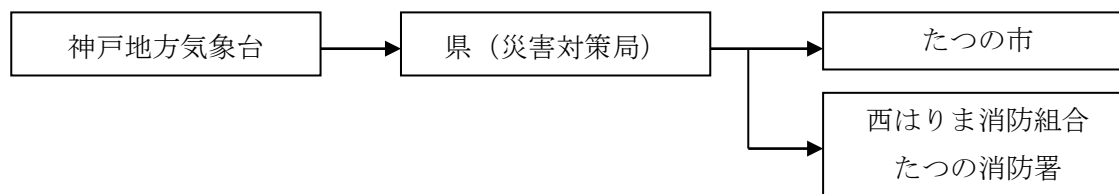
情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）または 2 種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、前項（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

③津波予報の発表基準等

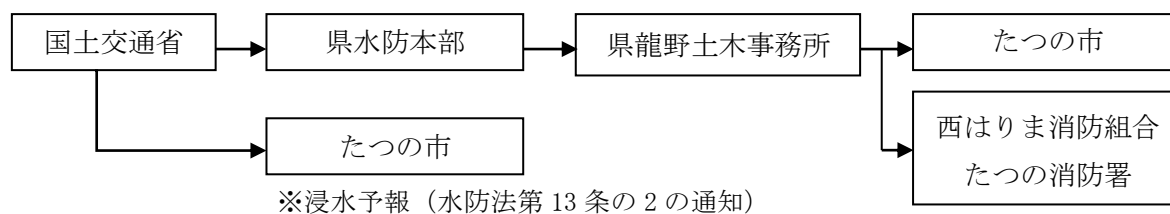
発表基準		発表内容	発表官署
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は 大阪管区 气象台
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

(4) 警報等及び国による指令等の伝達経路及び手段

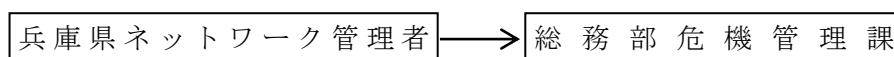
① 気象予報・警報



② 国土交通省による伝達経路（水防指令・水防警報・洪水予報・津波予報）



③ 河川情報・気象情報・災害情報収集（兵庫県フェニックス防災システム）



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、洪水等により災害の発生が予想される場合、発生後は浸水区域、水深等の情報を指定する河川について水防法第10条に基づき、洪水予報等を発する。

県は、国土交通大臣が指定した河川以外において、気象庁長官と共同して、洪水等により災害の発生が予想される場合、発生後は浸水区域、水深等の情報を指定する河川について水防法第11条に基づき、洪水予報等を発する。

発表する情報の種類、発表基準は、以下のとおりである。

種 類	情報名	発表基準
洪水注意報(発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
	氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
洪水警報（発表） 又は 洪水警報	氾濫危険情報	・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。

種 類	情報名	発表基準
	氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき。) ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。(避難判断水位を下回った場合を除く。)
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき。(氾濫注意水位を下回った場合を除く。) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき。(氾濫危険水位に達した場合を除く。)
洪水注意報解除	氾濫注意情報 解除	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

洪水予報は、国土交通省姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が共同で発表する。

①洪水予報を行う河川名、区域

洪水予報は、以下のとおり揖保川上流及び揖保川下流に分けて発表される。

予報区域名	河川名	区域
揖保川上流	揖保川	揖保川洪水予報区間のうち菅野川合流点より上流区間（千本屋地先）
揖保川下流	揖保川	揖保川洪水予報区間のうち菅野川合流点より下流区間（千本屋地先）

②洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	所在地	水 位				
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位
揖保川上流	山崎 第二	宍粟市 山崎町船元	2.30m	3.60m	3.90m	4.10m	5.23m
揖保川下流 (中川・元川 を含む)	龍野	たつの市 龍野町水神	2.00m	3.00m	3.30m	3.50m	4.87m

4.3 水防警報

4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないなどの判断を行う。

4.3.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

市長は、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水、高潮の水防警報を受けたときは、水防を行う必要がある旨の警告を行うとともに、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準、発令基準は、以下のとおりである。

①水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
1号(待機)	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
2号(準備)	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
3号(出動)	水防活動に出動させるもの。	氾濫注意情報等又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
4号(解除)	水防活動を終了させるもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。

②水防警報の発令基準

河川名	量水標	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)
揖保川 中川・元川	龍野	氾濫注意水位 (警戒水位)に 達する3時間 前	氾濫注意水位 (警戒水位)に 達する2時間 前	氾濫注意水位 (警戒水位)に 達する1時間 前	水防活動の必 要がなくなっ た時

河川名	量水標	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)
栗 栖 川	東栗栖	水防団待機水位(通報水位)に達した時	水防団待機水位(通報水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
林 田 川	誉	水防団待機水位(通報水位)に達した時	水防団待機水位(通報水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
揖 保 川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先の 2 から海まで
中 川	揖保川分派点から海まで
元 川	中川分派点から中川合流点まで
林 田 川	たつの市龍野町片山字川向 492 番地先の県道中井橋から揖保川合流点まで
栗 栖 川	たつの市新宮町平野字前ヶ原 562 番地先の県道平野橋から揖保川合流点まで

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所 所在地	種別	水 位			
			水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫 注意水位 (警戒 水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警戒 水位)
揖保川 中川 元川	龍野水位観測所 龍野町水神	自記テレ	2.0m	3.0m	3.3m	3.5m
栗栖川	東栗栖水位観測所 新宮町芝田	自記テレ	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m
林田川	誉水位観測所 誉田町誉	自記テレ	1.0m	1.4m	1.8m	2.0m

(3) 県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
一 級 河 川	国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域以外の区域
二 級 河 川	全河川の区域

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所所在地	基準量水標名	水 位			
			水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
林田川	姫路市林田町 松山	穴部	1.30m	1.50m	2.20m	2.30m
栗栖川	たつの市新宮町 福栖	福栖	1.20m	1.70m	1.80m	2.20m

4.3.3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

市長は、国土交通大臣又は知事が指定した海岸について、高潮の水防警報を受けたときは、水防を行う必要がある旨の警告を行うとともに、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、以下のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待 準 機 備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。
距 離 確 保 準 備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。

距 離 確 保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの 距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生あるいは判断されるとき。
距 離 確 保 解 除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解 除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなるとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(2) 県が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域、検潮所、発令潮位

海岸名	地区名、位置	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)
御 津 海 岸	全域	飾磨	TP+1.60	TP+2.10
室 津 漁 港 海 岸	全域	室津	TP+1.20	TP+1.80

4.3.4 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

市長は、津波の水防警報を受けたときは、水防を行う必要がある旨の警告を行うとともに、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、以下のとおりである。

種類	内容	発令基準
第 3 段 階 (出 動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波注意報・警報が発表されるなど水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
第 4 段 階 (解 除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	・気象庁から津波注意報・警報が解除されたとき。 ・巡視等により被害が確認されなかったとき。 ・応急復旧が終了したときなど水防活動の必要があると認められなくなったとき。

第5章 水位等の観測、通報

5.1 水位の観測、通報

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、国管理の水位観測所が4か所、県管理の水位観測所が3か所ある。

(2) 潮位検潮所

市内及び市が関係する潮位検潮所は、県管理の潮位検潮所が2か所ある。

(3) 水位の通報

水防法第12条に基づき水防管理者が、水位の状況を通報すべき関係先は、以下のとおりである。

近畿地方整備局姫路河川国道事務所	TEL	079-289-2911	調査第1課
龍野出張所	TEL	0791-62-0262	
県龍野土木事務所	TEL	0791-63-5205	工事業務課
姫路市水防本部	TEL	079-221-2200	危機管理室
相生市水防本部	TEL	0791-23-7126	総務課危機管理担当

(4) 通報の時期・通報連絡系統

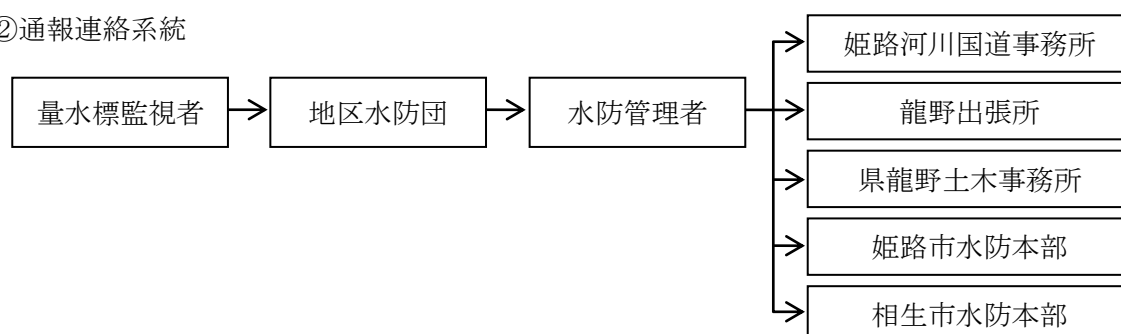
量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達した時より、ただちに以下の各項により通報を行う。

姫路市水防本部及び相生市水防本部への通知については、必要な情報の連絡を行う。

①通報時期

1	水防団待機水位（通報水位）に達した時より、この水位が下がるまでの間の1時間ごと
2	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
3	避難判断水位に達したとき。
4	氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。
5	氾濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）を下ったとき。

②通報連絡系統



(5) 水位の報告

水位の観測は、揖保川水系について国土交通省及び河川情報センター等から情報収集し、林田川水系は、県龍野土木事務所が設置している量水標の観測、その他中小河川は、西はりま消防組合たつの消防職員及び消防団員が情報を収集し、量水標の水位が通報水位に達したときから、この水位が減ずるまでの間、1時間ごとに水防本部長に報告する。

①水位観測所（量水標）の通報水位、警戒水位及び特別警戒水位

所 轄	河川名	種別	水 位				観測所 所在地
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警 戒水位)	
龍野 土木事務所	栗栖川	自記 テレ	1.2m	1.7m	1.8m	2.2m	福西水位観測所 新宮町福栖
	林田川	自記 テレ	1.3m	1.5m	2.2m	2.3m	穴部観測所 姫路市林田町松山
国土交通省	栗栖川	自記 テレ	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	東栗栖水位観測所 新宮町芝田
	揖保川	自記 テレ	2.0m	3.0m	3.3m	3.5m	龍野水位観測所 龍野町水神
	林田川	自記 テレ	1.0m	1.4m	1.8m	2.0m	誉水位観測所 誉田町誉
	揖保川	自記 テレ	2.5m	3.5m	—	—	上川原水位観測所 姫路市余部区上川原
引原ダム	引原ダム管理所		0790-73-0436 (情報) 0790-73-0203				

5.2 雨量の観測、通報

(1) 雨量観測所

雨量観測所は、国土交通省管理の雨量観測所が2か所で、県管理の雨量観測所が2か所ある。

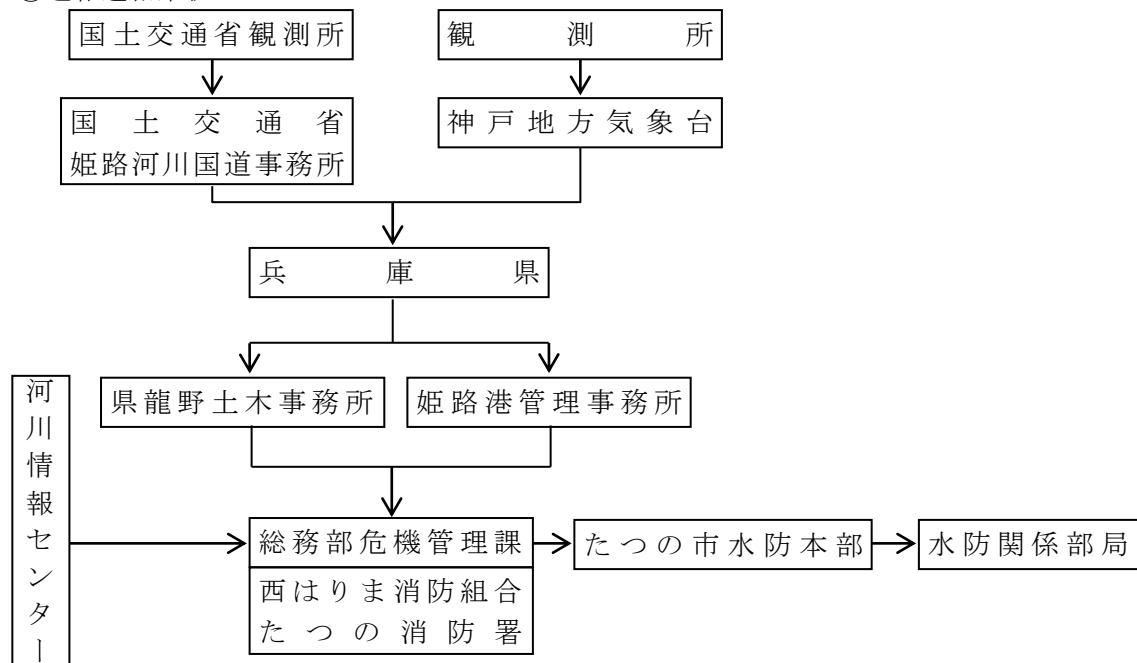
(2) 雨量の通報

管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部はその情報を関係する建設事務所に通報する。

(3) 通報連絡系統

雨量の通報連絡系統に従って通報し、やむを得ない理由がある時は、あらゆる手段を尽して迅速に通報する。

①通報連絡系統



(4) 雨量の報告

①報告を要する雨量

1	前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の雨量が50mmを超えたとき又は、当日の雨量が50mmを超え時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
2	前日までの連続雨量が40mm～100mmで、当日の雨量が80mmを超えたとき又は、当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
3	前日までの降雨が無い場合で、当日の雨量が100mmを超えたとき又は当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
4	地震後の場合は上記にかかわらず時間雨量が15mm以上で、なおかつ連続雨量が100mmを超えたとき。

②報告の中止

1	雨がやみ、報告の必要がなくなったときは、その旨を連絡して報告を中止する。
2	水防体制を解いたとき。
3	水防本部長が指示したとき。
4	その他通報の必要を認めなくなったとき。

5.3 潮位の観測

海岸名	検潮所名	現在堤防高	通報潮位	警戒潮位
御津海岸	飾磨	T.P+5.65m	T.P+1.60m	T.P+2.10m
室津漁港海岸	室津	T.P+2.80m	T.P+1.20m	T.P+1.80m

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、ウェブサイトでパソコンや携帯電話から情報収集を行う。

種別	管理者	名称	アドレス
気象情報	気象庁		http://www.jma.go.jp/
	兵庫県	兵庫県防災気象情報	http://hyogo.bosaiinfo.jp/
雨量・河川 水位	国土交通省	川の防災情報	http://www.river.go.jp/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/
潮位・波高	国土交通省	海の防災情報	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【携帯版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/
	国土交通省	川の防災情報	http://www.river.go.jp/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/
	防災情報提供センター	潮位情報リンク	http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html
	気象庁	潮位観測情報	http://www.jma.go.jp/jp/choi/
	気象庁	波浪観測情報	http://www.jma.go.jp/jp/wave/
防災情報	兵庫県	兵庫県防災情報	http://web.bosai.pref.hyogo.lg.jp/public/
	兵庫県	地域の風水害対策情報	http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/
	兵庫県	ひょうご防災ネット	http://bosai.net/regist/
	たつの市	河川等監視システム	http://bosaicam.city.tatsuno.hyogo.jp/

第7章 ダム・樋門・水門の操作

7.1 ダム・樋門等

(1) 河川区間のダム・樋門（洪水）

ダム及び樋門等の管理者は、常に施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

ダム及び樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門・樋門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・樋門の管理者は、常に施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

河口部・海岸部の水門・樋門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡等

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡する。

(1) 苅屋船溜水門の監視

揖保川水系元川苅屋船溜水門の操作については、操作規則に基づき適正な操作を行うものとする。また、操作等の通知については、操作実施細目に定める連絡系統により、速やかに関係機関に通知するものとする。

港湾名	地区名	名 称	形 状 寸 法			備 考
			材 質	構 造	(m) (m) W×W	
姫路港	御 津	苅屋船溜水門	ステンレス製	ローラーゲート	5.0×5.0	御津総合支所

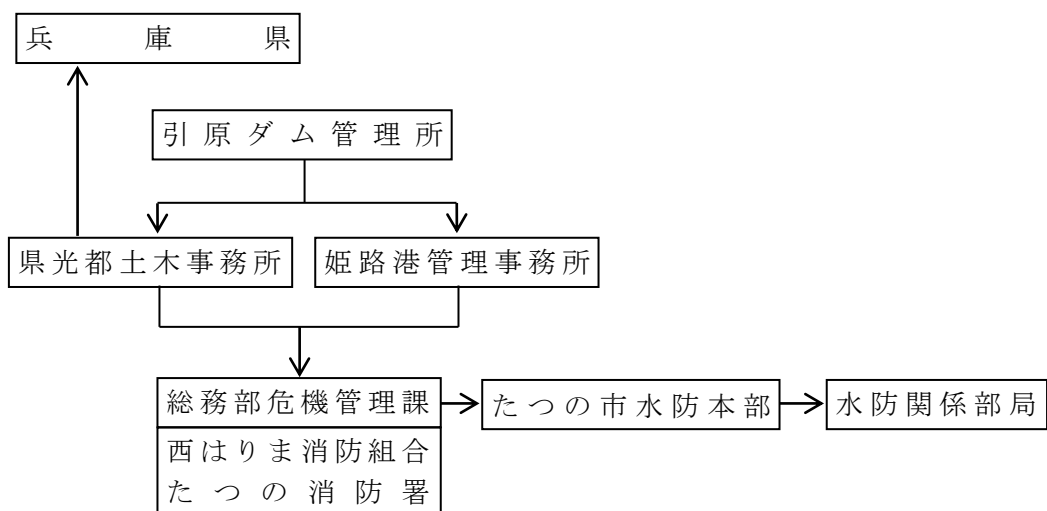
(2) 排水ポンプ場の監視

排水ポンプ場の管理者は操作規則に基づき操作を行ったときは、水防管理者に連絡するとともに関係機関に通報する。

ポンプ 場 名	河川名	管理者名	排 水 機 規 模							備 考
			ポ ン プ 排 水 量					エンジン		
			口径 (mm)	台	排水量 (m³/秒)	台	計 (m³/秒)	出力 (ps)	台	
馬路川	馬路川	国 土 交 通 省 近 畿 地 方 局 整 備 局 姫 路 河 川 国 道 事 務 所	1500	2	6.5	2	13.0	150	2	市へ管理委託：揖保川 総合支所 (建設課) (72)7603
			700	2	1.5	2	3.0	(水中 ポンプ)		
富島川	富島川	県 龍 野 土 木 事 務 所	1650	3	6.3	3	18.9	520	3	市へ管理委託：御津総 合支所 (建設課) (322)1001

7.3 通報連絡系統

通報連絡系統に従って連絡し、やむを得ない理由がある時は、あらゆる手段を尽くして迅速に連絡する。

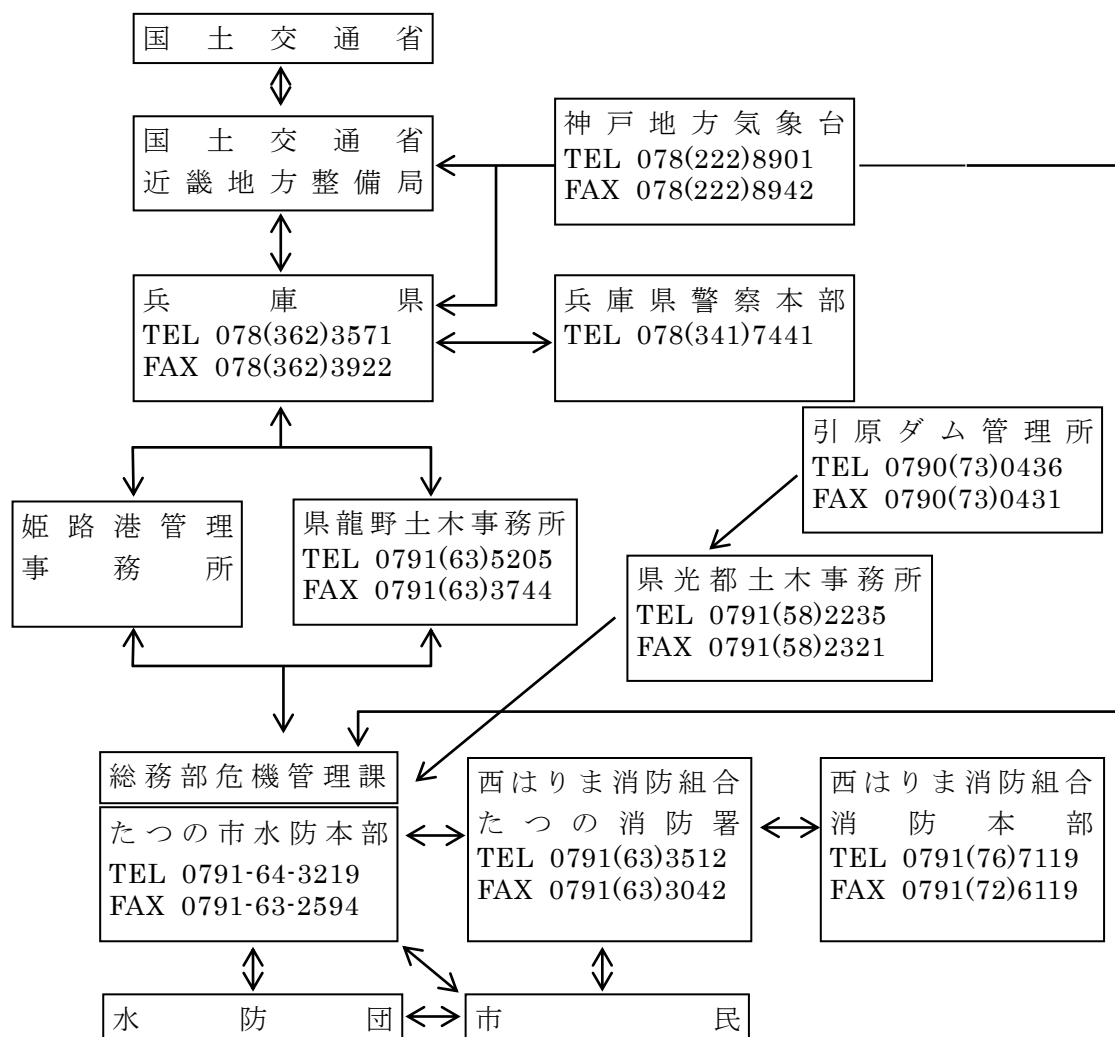


第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

①洪水等に関わる連絡系統



```

graph TD
    A[国土交通省  
近畿地方整備局] <--> B[兵庫県  
TEL 078(362)3571  
FAX 078(362)3922]
    C[神戸地方気象台  
TEL 078(222)8901  
FAX 078(222)8942] --> A
    C --> B
    D[兵庫県警察本部  
TEL 078(341)7441] <--> B
    B --> E[姫路港管理事務所]
    B --> F[県龍野土木事務所  
TEL 0791(63)5205  
FAX 0791(63)3744]
    E <--> F
    E --> G[総務部危機管理課  
たつの市水防本部  
TEL 0791-64-3219  
FAX 0791-63-2594]
    F --> G
    G <--> H[西はりま消防組合  
たつの消防署  
TEL 0791(63)3512  
FAX 0791(63)3042]
    G <--> I[西はりま消防組合  
消防本部  
TEL 0791(76)7119  
FAX 0791(72)6119]
    G <--> J[御津総合支所  
TEL 079(322)1001  
FAX 079(322)2625]
    H <--> J
    J <--> K[水防団]
    K <--> L[市民]
  
```

国土交通省
近畿地方整備局
 兵庫県
TEL 078(362)3571
FAX 078(362)3922
 神戸地方気象台
TEL 078(222)8901
FAX 078(222)8942
 兵庫県警察本部
TEL 078(341)7441
 姫路港管理事務所
 県龍野土木事務所
TEL 0791(63)5205
FAX 0791(63)3744
 総務部危機管理課
たつの市水防本部
TEL 0791-64-3219
FAX 0791-63-2594
 西はりま消防組合
たつの消防署
TEL 0791(63)3512
FAX 0791(63)3042
 西はりま消防組合
消防本部
TEL 0791(76)7119
FAX 0791(72)6119
 御津総合支所
TEL 079(322)1001
FAX 079(322)2625
 水防団
 市民

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、災害時優先通信の確保を行う。

水防時において、前項の災害時優先通信が使用できない場合も想定されるため、自主防災組織などへの衛星携帯電話等の貸与など多重の通信手段の確保を進める。

第9章 水防施設・輸送

9.1 水防備蓄倉庫及び資器材

風水害等に備え、市内に水防倉庫を設置し、以下の資器材を備蓄する。

	倉庫名	水防センター	消防署	龍野	揖西	揖保	誉田	神岡	新宮支所
品物等	所在地	富永	富永	川原町	中垣内	西構	広山	大住寺	宮内
水防資器材	救命ボート	隻	3						1
	携帯拡声器	個	10						14
	一輪車	台	10	5	2	2	2	2	2
	発電機	台		4	1	1	1	1	7
	救命胴衣	巻	30	15	3	3	3	3	30
	救命ブイ	環	20	2	1	1	1	1	
	懐中電灯	個		5	2	2	2	2	146
	畳	枚	532						
	土のう袋	枚	20,000	4,800	1,000	1,000	1,000	1,000	26,400
	ビニールシート	枚	50	25	7	6	8	5	7
	麻袋	枚		400			30		
	かます	袋		120	30		30		
	なわ	巻		45	5	5	5	5	
	救命ロープ	m	1,000	200	100	100	100	100	100
	PPロープ	巻	30	10	3	3	3	3	8
	土留鋼板	枚	45						
	鉄ぐい	本	400	300	30	30	30	30	20
	パイプぐい	本	100						
	木ぐい	本	40	30					
	針金	kg	40	20	20	20	20	20	
	くぎ	kg		11	11	11	11	11	5
資器材	かすがい	本		50	50	50	50	50	
	ノーリツ番線	箱	20	14	1	1	1	1	7
	スコップ	丁	40	30	20	20	20	22	31
	かけや	丁	15	13	7	7	7	7	9
	たこづち	個	2	2					
	のこぎり	丁		12	5	5	5	5	12
	おの	丁		8	5	5	5	5	6
	かま	丁		11	10	11	10	10	8
	なた	丁		21	5	4	5	6	32
	じょれん	丁	20	20	8	8	8	8	5
	つるはし	丁	20	10	3	3	3	3	14
	ペンチ	丁		10	3	3	3	3	10
	鉄ハンマー	丁	20	9	3	3	3	3	3
	竹わり	丁		3	1	1	1	1	
	手箕	丁	10	24	5	5	5	5	
	クリッパー	丁		4	2	2	2	2	14
	金づち	丁		5	3	3	3	3	11
	くわ	丁		15	10	10	10	10	2
	バケツ	個		51	1	1	1	1	18
	水のう	個	5						

※備考 (1) 緊急時の土砂については、水防センター土砂備蓄場に245m³備蓄

	倉庫名		分署	神部	河内	麦作センター	御津	御津出張所	計
	品物等								
	所在地		下野	黍田	金剛山	正條	釜屋	岩見	
水	救命ボート	隻				4			8
	携帯拡声器	個	1			6			32
	一輪車	台	5	2	2	18	10	1	65
	発電機	台				4			31
	救命胴衣	巻					5		93
	救命ブイ	環					3		30
	懐中電灯	個	10	2	2	20	20	10	214
	畳	枚				121	67		588
	土のう袋	枚	2,600	2,000	2,200	10,650	6,000	3,400	80,650
	ビニールシート	枚	10	7	7	26	20		181
防	麻袋	枚					70		470
	かます	袋					150		300
	なわ	巻	25	10	20				86
	救命ロープ	m		500		750	200		3,250
	PPロープ	巻	15	10	10		15	11	124
	土留鋼板	枚							45
	鉄ぐい	本	22	85	70	240	100		1,387
	パイプぐい	本							100
	木ぐい	本	163	63	88				354
	針金	kg					10	15	165
資	くぎ	kg					30		101
	かすがい	本							300
	ノーリツ番線	箱	7	1	1		5		45
	スコップ	丁	15	20	15	35	22	10	312
	かけや	丁	4	3	3	20	7	4	112
	たこづち	個	2						6
	のこぎり	丁		5	5	24	6	1	89
	おの	丁				18	5		59
	かま	丁	5	5	5		10		93
	なた	丁	5				5		52
器	じょれん	丁	10	8	8	8	8	5	132
	つるはし	丁	6			20	5		90
	ペンチ	丁				25	3	2	54
	鉄ハンマー	丁	7	4	2	17	10	1	92
	竹わり	丁							8
	手箕	丁					5		59
	クリッパー	丁					2		28
	金づち	丁		50			3	2	84
	くわ	丁					2		66
	バケツ	個		50			15		89
材	水のう	個							5

9.2 輸送の確保

水防活動時に備え、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域と水防拠点施設との輸送経路図を検討する。

また、輸送車両及び輸送協力関係機関については、たつの市地域防災計画による指定公共機関との連携を図る。

第 10 章 水防活動

10.1 水防体制

神戸地方気象台から水防活動に関する注意報、又は警報の発表、若しくは国土交通省、兵庫県よる水防警報又は水防指令の発令、水防活動の必要が認められるとき、又は洪水の恐れがあることを自ら知ったとき、水防関係部局（第 2 章 水防組織）は水防体制に入る。

10.2 水防配備

(1) 市の非常配備体制

神戸地方気象台、国土交通省、兵庫県又は河川管理者から水防活動の利用に適合する予報、警報等が発せられたとき、又は震度 4 未満の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき及び水防本部長が水防活動の必要があると認めたときは、以下に定める非常配備体制を執るものとする。

	活動内容	基準
		気象情報等
警戒体制	少数の人員をもって、情報収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、活動ができる体制	- 集中豪雨等により小規模かつ局地的災害が発生し、又はおそれがあるとき。 - 台風情報が発表され、市域が暴風域に入るおそれ、あるいは大雨予測のあるとき。 - 高潮により飾磨検潮所において T.P+2.1m（警戒潮位）に達し更に上昇のおそれがあるとき。 - 揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が水防団待機水位に達するおそれがあり、更に上昇するおそれがあるとき。 - 大規模地震対策特別措置法第 9 条に規定する警戒宣言が発令されたとき。 - 津波注意報（市内沿岸部を含む予報区）が発表されたとき。
第 1 号配備体制	- 危険箇所の巡回等を強化し水防事態が発生すれば、水防活動ができる体制 - 水防活動に必要な資機材の確保準備	- 台風又は集中豪雨等により、局地的な災害が発生し、更に災害が拡大するおそれがあるとき。 - 異常潮位あるいは高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき - 揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が水防団待機水位を 10 cm 上回り、更に上昇するおそれがあるとき。 - 大規模地震対策特別措置法第 9 条に規定する警戒宣言が発令され、市域に相当な影響があると予想されるとき。
第 2 号配備体制	- 所属職員半数を配備し、災害応急活動を実施する体制 - 水防活動に必要な資機材の確保のため関係協力団体への準備要請	- 台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。 - 異常潮位あるいは高潮により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。 - 揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が水防団待機水位と氾濫注意水位のおおむね 2/3 に達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。

	活動内容	基準
		気象情報等
第3号配備制	・所属職員全員を配備し、水防活動を実施しその万全を期す体制 ・水防関係協力団体への資機材搬入等出動要請	・台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生したとき、又は被害が拡大しつつあるとき。 ・揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 ・市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき、又は被害が拡大しつつあるとき。 ・津波警報又は大津波警報（市内沿岸部を含む予報区）が発表されたとき。

(2) 水防指令

水防指令については、水防本部長（市長）より以下の基準に基づき、指令する。

指令	基準
第1号水防指令	・河川等の水位が上昇し危険箇所の巡視等が必要な場合 ・小規模の災害が発生した場合 ・震度4の地震が発生し、堤防の漏水 沈下等の被害が予想される時
第2号水防指令	・中規模の災害が発生した場合 ・震度5強または5弱の地震が発生し、堤防の漏水沈下等の被害が予想されるとき ・第1号配備人員で水防活動の実施が困難な災害が発生した場合 ・地震により、津波注意報が発表されたとき
第3号水防指令	・水防事態が切迫し大規模災害の発生又はその災害が予想される場合 ・各所で災害が多発した場合 ・震度6弱の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき ・第2号配備人員で水防活動の実施が困難な災害が発生した場合 ・地震により、津波警報が発表されたとき
水防指令解除	・河川等の水位が通報水位以下に減じたとき、高潮、津波の危険がまったくなくなったとき

(3) 水防団及び消防団の非常配備

①水防団及び消防団の担当区域等

消防団の水防担当区域は、第2章 2.5 参照。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね以下のとおりとする。

	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 ・気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出勤	・河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 ・潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき。	

10.3 巡視及び警戒

(1) 平常時

市、水防団長、消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

(2) 出水時

①洪水

水防管理者（市長）が非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。

また、以下の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、水防本部長に報告する。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊した

とき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及び措置を講じる。

1	堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
2	堤防の上端の亀裂又は沈下
3	川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
4	居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
5	排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
6	橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

②高潮

水防管理者（市長）が非常配備体制を指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、以下の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、海岸等の管理者に連絡し、水防本部長に報告する。

1	堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
2	堤防の上端の亀裂又は沈下
3	海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
4	居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
5	排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
6	橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

③津波

水防管理者等は、津波にかかる水防警報等が発令されたときは、時間等の余裕がある範囲において河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、水防本部長に報告する。

10.4 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4.2 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

(2) 損害補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損害を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

10.6 避難のための立退き

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、たつの警察署長にその旨を通知する。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県龍野土木事務所に速やかに報告する。

水防管理者は、たつの警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

(1) 避難の勧告及び指示の区分

水防管理者（市長）は、その管轄区域内において危険が切迫している場合又は必要と認める場合は、避難のための立退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに知事に報告（市長が避難の勧告等をした場合に限る。）するとともに、防災関係機関に通報する。

①避難準備・高齢者等避難開始

条 件	気象状況などによって過去の災害の発生例、地形などから判断して災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示などを行うことが予想される場合
趣 旨	危険予防地域の市民に対し、避難のための準備と事態の周知を行うため
伝 達 内 容	・ 勧告者 ・ 避難準備をすべき理由 ・ 危険地域
伝 達 方 法	・ 広報車、自治会放送、携帯拡声機、有線電話等 ・ 防災行政無線 ・ テレビ、ラジオ放送 ・ サイレンの吹鳴及び警鐘 ・ 必要に応じ上記を併用

②避難勧告

条 件	当該地域又は土地建物などに災害が発生するおそれがある場合
趣 旨	危険地域の市民に対し避難勧告とその事態の周知徹底を行うため

伝 達 内 容	・ 勧告者 ・ 避難すべき理由 ・ 避難すべき場所 ・ 避難すべき経路 ・ 避難後の当局の指示連絡等
伝 達 方 法	避難準備・高齢者等避難開始と同様であるが、必要に応じ戸口に口頭伝達を実施

③避難指示（緊急）

条 件	状況が更に悪化し避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生した現場に残留者がいる場合
趣 旨	危険地域の市民に対し避難勧告とその事態の周知徹底を行うため
伝達方法	避難準備・高齢者等避難開始と同様であるが、必要に応じ戸口に口頭伝達を実施

(2) 避難勧告・指示の基準

河川名	観測所	避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
栗栖川	福栖水位	避難判断水位1.8mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位（特別警戒水位）2.2mに達し、更に水位の上昇が予想	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
	東栗栖水位	避難判断水位2.0mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位（特別警戒水位）2.3mに達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
林田川	穴部水位	避難判断水位2.2mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位（特別警戒水位）2.3mに達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
	誉水位	避難判断水位1.8mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位（特別警戒水位）2.0mに達し、更に水位の上昇が予想	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
	構水位	氾濫注意水位（警戒水位）2.5mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫注意水位（警戒水位）2.5mに達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
揖保川	龍野水位	避難判断水位3.3mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位（特別警戒水位）3.5mに達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認

河川名	観測所	避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
	上川原水位	氾濫注意水位（警戒水位）3.5mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫注意水位（警戒水位）3.5mに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認

海岸名	検潮所	避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
御津海岸	飾磨	高潮警報が発表され、警戒潮位TP+2.10mに達し、高潮防護施設からの越波、越流を確認	台風の接近により急激に潮位が上昇する場合が多いことから、避難準備・高齢者等避難開始の基準を満たした地点で検討	
室津漁港海岸	室津	高潮警報が発表され、警戒潮位TP+1.80mに達し、高潮防護施設からの越波、越流を確認	台風の接近により急激に潮位が上昇する場合が多いことから、避難準備・高齢者等避難開始の基準を満たした地点で検討	

(3) 市民への周知

市民に対する予報、警戒、避難、解除は広報車等及び消防団ならびに打鐘、サイレン吹鳴、放送により、以下の内容について周知する。

1	気象状況において注意報及び警報が発令されたときは、広報車等により周知する。
2	河川上流地域の降雨状況と増水の状況等を勘案して洪水が予想されるとき、又は河川、ため池等が警戒水位に達したときは、サイレン吹鳴等により周知する。
3	堤防の危険及び決壊のおそれのあるときは、打鐘、サイレン吹鳴等により周知する。
4	鐘、サイレン等で周知することができない場合は、必要に応じて、戸口に口頭により周知する。
5	水位が指定水位以下に減じたとき、又は危険がなくなったときは、これを解除し一般に周知する。

(4) 要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報等の直接伝達

水防体制を執るに至った際、水防本部長は指定された事業所等の所有者に対し、洪水予報等及び避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示を直接、電話、FAX等により伝達を行う。

(5) 避難立退き

水防管理者は、水防法第29条に基づき、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。ただし、緊急を要する場合は現地の消防職、団員が行う。

この場合は直ちに水防管理者に報告しなければならない。また、立退きの指示を行った場合には、たつの警察署長にその旨を通知しなければならない。

(6) 一時避難所・指定避難所

一時避難所・指定避難所は、地域防災計画で指定された箇所とする。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

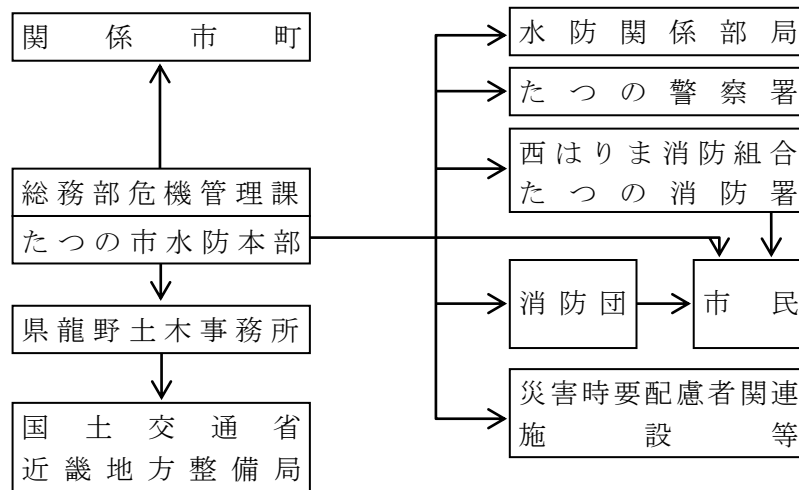
(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供する。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、以下のとおりである。



(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防本部長は、水位が指定水位以下及び潮位が指定潮位以下に減じて水害の危険がなくなったとき、又は地震による堤防等の被害による災害の発生の恐れがなくなったときは、非常配備の解除を命じ関係機関に周知させる。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 水防信号、水防標識等

1 1.1 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、以下のとおりである。

第 1 信 号	河川の量水標が警戒水位に達したことを知らせるもの。
第 2 信 号	水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
第 3 信 号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの。
第 4 信 号	必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

警 鐘 信 号				サ イ レ ン 信 号					
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
				○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
				○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
				○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止	- ○ - 休 止
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分			
				○ - 休 止	- ○ - 休 止	○ - 休 止			
	1 信号は、適宜の時間継続する。								
	2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。								
	3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。								

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う

津波注意報・警報を鐘音またはサイレンによって伝達する場合は、以下の方法による

標 識 の 種 類	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
津波注意報標識	(3 点と 2 点との斑打) 	(約 10 秒) (約 2 秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1 点 2 個と 2 点との斑打) 	(約 10 秒) (約 1 分) (約 3 秒)
津波警報標識	(2 点) 	(約 5 秒) (約 6 秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約 3 秒) (約 2 秒) (短声連点)

注意 1) 鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

1 1.2 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識を定め、設備する。
水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受ける。



1 1.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票を定める。

【表面】

第	号	身分証票
住	所	
氏	名	
職	名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		
平成	年	月 日
		〇〇市長
		氏 名 印

【裏面】記載事項

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第 1 2 章 協力及び応援

1 2.1 河川管理者の協力

市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に以下の協力を行う。

①河川管理者の協力が必要な事項

1	河川に関する情報の提供（市長に対し洪水予報等の情報を直接伝達）
2	水防訓練への河川管理者の参加
3	水防活動のための資機材の提供
4	災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
5	水防協力団体が設置する水防倉庫等の河川法の許可又は承認の特例

1 2.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき応援を求めるものとする。

また、他市町から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

1 2.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、たつの警察署長に対して、警察官の出動を求める。方法等については、たつの警察署長と協議しておくものとする。

1 2.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

派遣要請の要求に当たっては以下の事項を明らかにするものとする。

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

①自衛隊への派遣要請時の示す事項

1	災害の状況及び派遣要請を要求する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	派遣部隊が展開できる場所
5	派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

1 2.5 国（姫路河川国道事務所、神戸地方気象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

1 2.6 企業との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して地元企業と協定を締結するなど連携を図る。

また、津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

1 2.7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

水防法第 24 条に基づき居住者の出動を要請する場合は、水防管理者（市長）又は消防機関の長から自治会長を通じて居住者へ出動を要請し、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

ただし、その対象者は、年齢満 18 歳以上の身体強健な男子とする。

1 2.8 隣接水防管理団体との協力

揖保川、林田川に関する他の水防管理団体及び市町との相互応援については以下のとおりとする。

1	上、下流及び対岸の水防管理者又は市町長に応援を求め、又は応援を求められたときは、水防法第23条の規定に基づき行動をするものとする。
2	水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及びその方法を定めて情報の交換をする。

相互応援連絡先

団体名	所在地	電話番号
太子町役場	〒671-1592 揖保郡太子町鵜 280-1	079-277-1010
宍粟市役所	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133-6	0790-63-3000
姫路市役所	〒670-8501 姫路市安田 4-1	079-221-2111
姫路市消防局	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3	079-223-0003

①水防協力団体の指定

1	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO）
2	営利法人を含む民間法人（建設会社、大型販売店、食品メーカー、コミュニティ放送局、新聞社、大学等）
3	法人格を有しない自治会、町内会、婦人会、ボランティア等

②水防協力団体の業務

1	水防団又は消防機関が行う水防場の必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること
2	水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること
3	水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること
4	水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと
5	前各号に付帯する業務を行うこと

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって以下に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつては申請するものとする。

1	法第23条の規定による応援のための費用
2	法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において以下の権限を行使することができる。

1	必要な土地の一時使用
2	土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
3	車両その他の運搬用機器の使用
4	工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第 1 4 章 水防報告等

1 4 . 1 水防記録

水防管理者は、以下の記録を作成し、保管する。

1	水防実施状況報告書
2	法第23条第1項の応援を求めた事項
3	法第24条の水防従事者又は雇い入れられた者の住所、氏名及び出務時間並びにその事由
4	法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
5	法第28条により収用又は購入した器具、資材、所有者及びその事由並びに使用場所
6	法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
7	法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
8	法第 29 条による立退き指示の事由及びその状況
9	警察署の援助状況
10	自衛隊援助の場合はその状況
11	現場指揮者の職氏名、現地指導者の公務員の職氏名
12	水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当の内容
13	水防作業に使用した材料及び数量
14	水防工法
15	警戒中の水位観測表
16	法第 33 条第 1 項の水防協議会の設置
17	法第 35 条の水防訓練の概要
18	法第 43 条の費用の補助に関する書類
19	法第 45 条の水防従事者に対する災害補償調書

1 4 . 2 水防報告

(1) 知事への報告

水防管理者は、以下の事項を河川及び海岸に関しては、県龍野土木事務所長等を経由し、ため池に関しては、県光郡農林振興事務所長を経由して知事に 10 日以内に報告する。

1	第14章のうち1、4、5、8、11、12の事項
2	その他必要と認める事項

(2) 県龍野土木事務所への報告

水防管理者は、以下の事項について、その都度報告する。

1	通報水位・通報潮位・警戒水位・警報潮位・特別警戒水位又は最高水位・潮位に達したとき及び、警戒水位・警戒潮位から減水したとき。
2	水防作業を開始したとき。
3	水防警戒を解除したとき。
4	堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置。
5	法第 23 条第 1 項による他の水防団又は消防機関の応援を求めたとき。
6	法第 25 条による堤防その他施設の決壊の状況。
7	法第 29 条による立退き指示の事項。
8	その他緊急報告を必要と認める事項。

上記事項のうち、1 については、別に直下流水防管理者並びに水門、ため池等の管理者へ、2、6、7 については、たつの警察署長、隣接水防管理者及び県龍野健康福祉事務所長へ通報する。

第 15 章 水防訓練

市は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を支援し、水防技術の向上を図るものとする。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように以下の事項等を取り入れて十分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得るよう努める。

1	観測（雨量、水位、潮位、風速）
2	通報（無線、電話）
3	動員（消防団、居住者の応援）
4	輸送（資材、器材、人員）
5	工法（各水防工法）
6	樋門、角落しの操作
7	避難、立退き（危険区域居住者の避難）

参考 1 たつの市水防協議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 156 号

(設置)

第 1 条 たつの市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、たつの市水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

第 3 条 協議会の会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 会長は協議会を招集し、会議の議長となる。

第 6 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事等)

第 7 条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務をつかさどる。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日条例第 50 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 24 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

※第 2 条 たつの市水防協議会委員については、たつの市防災会議委員を兼ねる。